

障がい者基幹相談支援センター

☎6456-4107 (福島育成園)

障がい者やその家族等からのさまざまな相談に応じ、各種制度の情報提供や助言などを行います。

子育て支援室

☎6464-9887 (福島区役所 2F)

子育てに関するお困りごとについてご相談ください。



生活あんしん相談窓口

☎6468-6340 (福島区役所 3F)

「仕事が見つからない」「家賃が払えない」など経済的な悩み、生活の困りごとについてご相談ください。

健康相談

☎6464-9968 (福島区役所 2F)

保健師、精神保健福祉相談員による健康相談を行っています。

児童虐待防止

「虐待かな？」と思ったら連絡を！

☎0120-01-7285 (大阪市児童虐待ホットライン 24 時間対応)

☎6464-9887 (福島区役所 2F 子育て支援室)

子どもへの虐待を発見した場合、または虐待の疑いがある場合、ためらわず相談・通告してください。

高齢者・障がい者虐待防止

虐待かもしれないと思ったら、相談・通報してください。

高齢者

☎6464-9859 (福島区役所 2F)

☎6454-6330 [地域包括支援センター (あいあいセンター)]

障がい者

☎6464-9857 (福島区役所 2F)

☎6456-4107 (障がい者基幹相談支援センター)

見守り相談室

☎6454-6332 (あいあいセンター)

ご近所付き合いも少なく最近姿を見かけない方など、気になる方がいたらご連絡ください。支援が必要な方(要援護者)が孤立しないようサポートし、また地域の見守り活動を支援します。

休日夜間福祉電話相談

休日：24 時間、夜間：17 時から翌朝 9 時

☎4392-8181 (大阪市福祉局)

区役所や地域の相談支援窓口が閉まっている時間帯に、高齢者や障がいのある方の電話相談に応じます。

民生委員・児童委員、主任児童委員

福島区民生委員児童委員協議会

☎6464-9880 (福島区役所 3F)

生活上の困りごとや子どもに関することなどご相談ください。区内で 94 名が委嘱され、相談支援・福祉活動を行っています。



緊急通報システム

☎6464-9859 (福島区役所 2F)

高齢者のみの世帯などに通報装置をお貸しします。(費用負担が必要な場合あり)



敬老優待乗車証 (敬老パス)

☎6464-9859 (福島区役所 2F)

70歳以上の方は大阪メトロ、大阪シティバスを1乗車50円で利用できます。



介護用品の支給

☎6464-9859 (福島区役所 2F)

在宅で介護が必要な方に紙おむつ等を支給します。(介護度・所得など条件あり)

生活支援型食事サービス

☎6208-8060 (大阪市福祉局)

食事が用意できない高齢者・障がい者などを対象とした配食サービスです。配達時に安否確認を行います。

ふれあい収集

☎6477-1621 (西北環境事業センター)

ごみの持ち出しが困難な方々を対象に、環境局職員がご家庭までごみの収集にうかがいます。

高齢者向けの講座・イベント、同好会

☎6453-2357 (きらめきセンター)

健康づくりや生きがいづくりを支援します。



ボランティア活動、市民活動

☎6454-4553 (ボランティア・市民活動センター)

ボランティアしたい、してほしいという相談に応じます。



特殊詐欺に注意！

☎6465-1234 (福島警察署)

または 110 番

区役所、警察官、金融機関などを騙る詐欺電話が増えています。お金やキャッシュカードの話が出たら一旦電話を切り、家族や警察に相談するようにしましょう。

あんしんさぽーと

☎6454-6330 (あいあいセンター)

判断能力が不十分な方が安心して地域で生活が送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理をお手伝いします。

福島お助けネットワーク

☎6454-6339 (あいあいセンター)

電球交換や通院同行など、日常生活の「ちょっとしたお困りごと」についてご相談ください。有償ボランティアがお手伝いします。ボランティア活動者も募集中です。



地域包括ケアシステム

だれもが住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けるためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が必要です。

福島区では、在宅医療と介護の連携を推進するなど「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいます。



NPO・老人クラブ・ボランティアなど

救急安心センターおおさか

#7119 (固定電話、携帯電話から)、または ☎6582-7119

救急車を呼んだほうがいい？ 病院に行った方がいい？

突然の病気やケガで困ったときに電話して下さい。

市民からの救急医療相談を、看護師が医師の支援体制のもと、24 時間・365 日対応します。

